

証券コード 2321
2023年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区九段南一丁目4番5号
株式会社ソフトフロントホールディングス
代表取締役社長 二 通 宏 久

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

当社ウェブサイト <http://www.softfront.co.jp/>

（当社ウェブサイトアクセスいただき、「IRニューズ一覧」「第26回定時株主総会」を順に選択いただき「第26回定時株主総会 招集ご通知」欄よりご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010020Action.do?Show=show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ソフトフロントホールディングス」または「コード」に当社証券コード「2321」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面（郵送）またはインターネット行使により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2023年6月28日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午後1時00分
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
ベルサール九段 3階
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2023年6月28日（水曜日）午後5時15分までに行使してください。

(3) 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

事業報告の「1. 企業集団の現況(5)主要な事業内容、(6)主要な事業所、(7)使用者の状況、(8)主要な借入先の状況、(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項」、
「4. 新株予約権等の状況」、「5. 会計監査人の状況」、「6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

<決議通知について>

本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイト(<http://www.softfront.co.jp/>)に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使
<https://www.web54.net>



※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2023年6月28日（水曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)


- (2) 其他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(提供書面)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2022年4月1日～2023年3月31日)におけるわが国経済は、海外でのインフレ抑止としての急速な利上げの影響による大幅な円安やウクライナ情勢等を受けた資源価格の上昇、また、米国銀行の経営破綻をきっかけとして金融システムへの不安等がありましたが、ウィズコロナの下で行動制限緩和などにより国内での経済活動が活発化し、緩やかながらも景気は正常化へと近づきました。

日本経済の先行きにつきましては、経済・社会活動の正常化が進むなかで、金融政策・成長戦略の一体的な推進を通じた本格的な経済回復軌道への復帰が期待されます。一方、世界的な金融引き締めが続くなかでの海外景気の下振れが日本経済を下押しするリスクが存在しております。また、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料価格の上昇や供給面への制約に加えて、金融資本市場の変動による影響には十分に注意する必要があります。

このような経済環境のもと、ITサービス市場におきましては幅広い業種にわたり事業の拡大や競争力を目的としたITへの投資意欲は高く、投資への拡大基調は継続しているものと思われれます。世界的な物価上昇や一部供給面での制約による、企業の業況判断には慎重な見方が出るなかでも、社会のデジタル化に対応するための需要等、事業の拡大、競争力の強化に向けたITへの投資意欲は幅広い業種において高まっており、IT投資需要への継続的成長が期待されます。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、過年度から引き続き収益構造の改善に取り組むとともに、グループ全体の重点テーマとして、「マーケティング」、「イノベーション」、「人材育成」の3テーマを設定し、さらには、グループ全体の企業価値向上を進めてまいりました。

また、2022年6月27日付にて開示いたしました「事業計画及び成長可能性に関する事項」において記載のとおり、デジタル・コミュニケーション基盤の提供に注力し、技術提供からもたらす技術の価値提供へ自ら変化し、お客様への価値提供活動を徹底的に強化し、当社グループ全体にて新たな非連続的な成長を目指してまいりました。

当社グループの活動方針として掲げます、「売りやすく、作りやすく、使

「使いやすい」を基本とし、マーケティング（認知向上）や顧客ニーズに寄り添う支援体制の強化、プロダクト開発に取り組んでまいりました。その中心となります主力製品が、自然会話AIプラットフォーム「commubo（コミュボ）」及びクラウド電話サービス「telmee（テルミー）」並びにWebサイトやコンテンツを構築・管理・更新できるシステム「SITE PUBLIS（サイト パブリス）」であり、「使いやすさ」と「拡張性」の高い「SITE PUBLIS Connect（サイト パブリス コネクト）」の事業展開をさらに積極的に推進してまいります。

当連結会計年度の事業活動により次の成果が得られております。

<commubo>

- ・宅配ボックスの問合せ窓口にボイスボット「commubo（コミュボ）」をテスト導入
- ・ボイスボット・サービスのcommuboがリスト発信機能を強化し、コールセンターのアウトバンド業務の生産性向上を強力に支援
- ・ソフトフロントジャパンとKDDIエボルバ、自然会話AIロボット「commubo（コミュボ）」のパートナー連携
優れた会話力と高パフォーマンスの「ボイスボット」アウトバンドコールを提供開始
- ・ボイスボット「commubo（コミュボ）」による初期督促業務に特化した電話自動架電パッケージ「ペリマ」の販売を開始
- ・保証サービスを提供するニッポンインシュアが督促業務の効率化に向けて「commubo（コミュボ）」を導入

<telmee>

- ・「telmee（テルミー）」 03番号等の固定電話（0AB-J 番号）に対応
- ・Brekeke製品の正規代理店としてSIP/VoIPサーバーソフトウェアを販売開始

<LivyTalk>

- ・Android版ソフトフォン「LivyTalk v1.3.0」をリリース

<SITE PUBLIS>

- ・SITE PUBLIS Conect（サイト パブリス コネクト）の製品開発・販売開始
- ・新規顧客として大手オフィス家具メーカーをはじめとした、海運業、輸送用機器メーカー、事務機器・光学機器メーカー、警備業、自動車メーカー等、複数のエンドユーザーへの導入
- ・セールスパートナー制度を一新するとともに、新たなるセールスパートナーとして、大手制作会社、中堅制作会社、システムインテグレーターとの取引を開始

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高763,829千円（前連結会計年度比102.2%増）、営業損失52,159千円（前連結会計年度は17,621千円の営業損失）、経常損失51,820千円（前連結会計年度は34,248千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失59,408千円（前連結会計年度は29,059千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

売上高につきましては、前連結会計年度において株式会社サイト・パブリスの子会社化したことにより当連結会計年度において通期業績を反映したことから売上規模が拡大いたしました。

また、「commubo」の導入実績が順調に推移したこと及び「commubo」・「telmee」の月額利用料が増加し、「SITE PUBLIS」の保守・運用サービスの安定的収益を得ることができました。

のれんの償却費用の計上、「SITE PUBLIS Connect」の減価償却費用の計上に加え、企業ブランド価値向上を目的としたマーケティング費用及び基幹システム更新への投資等から、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は78,935千円であり、主なものは次のとおりであります。

・ 音声認識ソフトウェア	10,800千円
・ 自社開発ソフトウェア（commubo）	10,402千円
・ 自社開発ソフトウェア（telmee）	9,573千円
・ 自社開発ソフトウェア（SITE PUBLIS Connect）	46,716千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	第23期 (2020年3月期)	第24期 (2021年3月期)	第25期 (2022年3月期)	第26期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	291,226	310,102	377,803	763,829
経常損益(千円)	△158,197	37,207	△34,248	△51,820
親会社株主に 帰属する(千円) 当期純損益	△193,147	54,296	△29,059	△59,408
1株当たり 当期純損益(円)	△7.31	1.97	△1.02	△1.94
総資産(千円)	340,922	418,145	819,696	772,916
純資産(千円)	143,351	205,183	555,584	495,416
1株当たり 純資産(円)	4.94	7.41	15.75	13.81

② 当社の財産及び損益の状況

項目	第23期 (2020年3月期)	第24期 (2021年3月期)	第25期 (2022年3月期)	第26期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	51,929	155,694	162,948	162,948
経常損益(千円)	△182,359	42,419	9,247	△39,485
当期純損益(千円)	△255,517	62,308	17,011	△39,775
1株当たり 当期純損益(円)	△9.67	2.26	0.59	△1.30
総資産(千円)	250,344	328,863	635,942	601,295
純資産(千円)	77,269	147,113	472,164	432,605
1株当たり 純資産(円)	2.54	5.30	15.36	14.06

- (注) 1. 経常損益、(親会社株主に帰属する)当期純損益及び1株当たり当期純損益の△印は損失を示しております。
2. 1株当たり当期純損益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ソフトフロントジャパン	90,000千円	100.00%	ソフトウェア業
株式会社ソフトフロントマーケティング	9,900千円	100.00%	媒介販売業
株式会社サイト・パプリス	92,000千円	60.71%	事業Web系製品・サービスの企画・開発および販売 Webサイト構築および活用支援

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020年3月期まで9期連続の営業損失を計上しており、前々連結会計年度において黒字転換を果たしたものの、前連結会計年度においては再び営業損失を計上し、当連結会計年度においては、営業損失52,159千円、経常損失51,820千円、及び親会社株主に帰属する当期純損失59,408千円を計上しております。財務基盤は未だ盤石とは言えず、当社グループは早期に安定した経営基盤を確立することが最優先課題であると考えております。

このため当社グループは、以下に示す3つの施策を積極的に推進し、業績拡大を目指してまいります。

① 既存事業の再構築と事業基盤の強化

既存事業のうち、コア事業であるボイスコンピューティング事業とコミュニケーション・プラットフォーム事業に経営資源を投下し、事業を拡大してまいります。

具体的には、様々なシステム環境に電話の機能を安価にかつスピーディに組み込んでサービス提供することを可能とするクラウドサービス「telmee (テルミー)」の需要が自治体や各種事業者で顕在化しており、サービスの拡販に力を入れてまいります。また、今後の急成長分野として期待するボイスコンピューティング分野において事業展開する、自然会話AIプラットフォーム「commubo (コミュボ)」の提供により、コールセンター業務への対応、電話による営業アポイントメントの獲得、企業の代表電話の受付、通販・テレビショッピングの注文受付など様々な利用シーンへの展開が期待され、同様にサービ

スの拡販に力を入れてまいります。

専門知識がなくてもWebサイトやコンテンツを構築管理・更新できるソフトウェアとページ制作・構築・保守などの関連サービスを提供するサイト・パブリスにおいて、さらにこれからの時代に即したソフトウェア開発を行い、企業と、お客様、従業員、パートナーなどあらゆるステークホルダーをつなぐコミュニケーション基盤としてさらなる拡販を図るとともに、ボイスコンピューティング事業とのシナジーを創出することに力を入れてまいります。

② 財務基盤の充実と戦略的な投資計画の実行

当社グループは、不採算事業の見直し、徹底した経費削減等への取組みなど、一連の経営再建活動により業績の回復を進めてまいりましたが、さらに、グループ全体の効率化や合理化をさらに進めてまいります。また、開発投資やM&A投資など戦略的な投資を実行するための資金が必要になった場合は、柔軟な資金調達を進めてまいります。

③ 資本業務提携、M&Aによる業容の拡大

当社は、株式会社デジタルフォルンとの間において資本業務提携をしており、当社コミュニケーション・プラットフォーム事業分野の隣接エリアにおいて積極的にM&Aによる業容の拡大を進めることから連携を図るとともに、今後におきましても人材の確保、事業の拡大のための投資を進めてまいります。

2. 株式の状況(2023年3月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 89,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 30,673,299株 |
| (3) 株主数 | 7,784名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社デジタルフォルン	4,540,110株	14.80%
株式会社オセアグループ	1,270,000	4.14
上田八木短資株式会社	701,100	2.28
株式会社ジェクシード	700,000	2.28
瀧澤 浩 二	400,000	1.30
株式会社SBI証券	381,700	1.24
大和証券株式会社	321,000	1.04
畠山 敬 一 郎	297,000	0.96
GMOクリック証券株式会社	276,000	0.89
西久保 憲 三	234,200	0.76

(注) 1. 持株比率は自己株式(97株)を控除して計算しております。

2. 持株比率は小数第二位未満を切捨てて表示しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	二 通 宏 久	株式会社ソフトフロントジャパン取締役 株式会社サイト・パブリス代表取締役 株式会社ソフトフロントマーケティング代表取締役
取 締 役	佐 藤 和 紀	研究開発担当 株式会社ソフトフロントジャパン取締役
取 締 役	蕭 敬 如	株式会社デジタルフォロン代表取締役会長 株式会社オセアTGB代表取締役 株式会社オセアグループ代表取締役 TOKI Aviation Capital株式会社代表取締役
取 締 役	原 口 史 也	株式会社サイト・パブリス社外取締役 株式会社オセアTGB常務取締役
取 締 役 (監査等委員)	殿 木 和 彦	株式会社アクセシブル代表取締役 株式会社リバスタ社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	樋 口 收	敬和綜合法律事務所パートナー 株式会社bitFlyer holdings社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	川 崎 晴 一 郎	KMS 経営会計事務所代表 株式会社エイゾン・パートナーズ代表取締役 株式会社Buysell Technologies社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 蕭敬如氏、原口史也氏、殿木和彦氏、樋口收氏及び川崎晴一郎氏は、社外取締役であります。
2. 殿木和彦氏及び川崎晴一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

・新任

地位	氏名	就任年月日
取締役	原 口 史 也	2022年 6月29日

・退任

地位	氏名	退任年月日
取締役	野 田 亨	2022年 6月29日

4. 当社は、樋口收氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないこ

とから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役との間では、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約及び役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、当該契約は当社を被保険者とする部分を含み、当該部分は当社と取締役との間における会社法第430条の2第1項に規定する補償契約の締結に該当します。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を 除く) (うち社外取締役)	35,700 (-)	35,700 (-)	-	-	3 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	-	-	3 (3)
合計 (うち社外役員)	45,300 (9,600)	45,300 (9,600)	-	-	6 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上表には、2022年6月29日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 社外取締役(監査等委員を除く)2名においては無報酬です。
4. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年12月20日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は4名(監査等委員を除く。)です。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年12月20日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名です

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会において決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動

報酬としての「役員賞与」により構成し、監督機能を担う監査等委員および社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」を支払うこととする。

b. 基本報酬の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績などを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いを勘案して算出された額を賞与として年一回、一定の時期に支給することがある。目標となる業績指標は、中期経営計画と整合するよう設定し、適宜、状況に応じて見直しを行うものとする。

d. 金銭報酬と業績連動報酬の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、取締役会（e.の委任を受けた代表取締役社長）は監査等委員会の助言を尊重し、株主総会で決議された限度額の範囲内で、取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長に一任することとする。

e. 報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に助言を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該助言の内容に従って決定をしなければならないこととする。

f. 取締役の報酬等の内容の決定を代表取締役社長に委任した理由

代表取締役社長に個人別の報酬等の具体的内容について委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したため。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役蕭敬如氏は株式会社デジタルフォルン、株式会社オセアTGB、株式会社オセアグループ及びTOKI Aviation Capital株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社オセアTGB及びTOKI Aviation Capital株式会社との間には特別の関係はありませんが、株式会社デジタルフォルン及び株式会社オセアグループとの間には資本業務

提携があり、ソフトウェア開発委託及びソフトウェア関連サービス提供の取引関係があります。

- ・取締役原口史也氏は株式会社オセアTGBの常務取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社オセアTGBとの間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）殿木和彦氏は株式会社アクセシブルの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社アクセシブルとの間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）樋口収氏は敬和綜合法律事務所パートナーを兼務しております。なお、当社と敬和綜合法律事務所との間には個別事案における法律相談取引があります。
 - ・取締役（監査等委員）川崎晴一郎氏はKMS経営会計事務所代表及び株式会社エイゾン・パートナーズの代表取締役を兼任しております。なお、当社とKMS経営会計事務所との間には特別の関係はありませんが、株式会社エイゾン・パートナーズとの間には、会計コンサルティング業務委託の取引関係があります。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役原口史也氏は、当社連結子会社株式会社サイト・パブリスの社外取締役を兼務しております。
 - ・取締役（監査等委員）殿木和彦氏は株式会社リバスタの社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社リバスタとの間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）樋口収氏は株式会社bitFlyer holdingsの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と株式会社bitFlyer holdingsとの間に特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）川崎晴一郎氏は株式会社Buysell Technologiesの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と株式会社Buysell Technologiesとの間に特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	活動状況、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 蕭 敬 如	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督及び経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役 原 口 史 也	2022年6月29日就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席いたしました。投資先企業の事業運営、新規事業の構築および経営企画実務に高い見識と経験に基づき、経営の監督及び経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 監査等委員 殿 木 和 彦	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 監査等委員 樋 口 收	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験に基づき、特に当社のコンプライアンスや取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 監査等委員 川 崎 晴 一 郎	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見に基づき、会計処理の適正性及び内部統制システムについて適宜、発言・提言を行っており、会計監査人以外の監査法人出身者として、独立した立場から実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	397,082	流動負債	112,108
現金及び預金	157,003	営業未払金	30,430
売掛金	169,421	1年内返済予定の 長期借入金	11,233
契約資産	51,711	未払法人税等	1,158
前払費用	18,342	前受金	25,932
その他	5,337	未払金	22,447
貸倒引当金	△4,733	未払費用	7,172
固定資産	375,834	その他	13,735
有形固定資産	6,821	固定負債	165,391
建物及び構築物	5,241	長期借入金	9,150
工具、器具及び備品	1,579	債務保証損失引当金	156,241
無形固定資産	317,568	負債合計	277,499
のれん	174,104	純資産の部	
ソフトウェア	115,681	株主資本	423,713
ソフトウェア仮勘定	27,416	資本金	10,000
その他	366	資本剰余金	381,864
投資その他の資産	51,443	利益剰余金	31,913
投資有価証券	41,568	自己株式	△64
繰延税金資産	11,760	新株予約権	1,259
敷金及び保証金	14,633	非支配株主持分	70,444
長期未収入金	15,000	純資産合計	495,416
その他	60	負債純資産合計	772,916
貸倒引当金	△31,579		
資産合計	772,916		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		763,829
売 上 原 価		399,127
売 上 総 利 益		364,701
販売費及び一般管理費		416,861
営 業 損 失		52,159
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	764	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	152	
受 取 賃 貸 料	343	
そ の 他	60	1,320
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	635	
新 株 予 約 権 発 行 費	300	
そ の 他	46	981
経 常 損 失		51,820
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	393	393
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		52,213
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,016	
法 人 税 等 調 整 額	7,154	8,171
当 期 純 損 失		60,385
非支配株主に帰属する当期純損失		976
親会社株主に帰属する当期純損失		59,408

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	168,789	流 動 負 債	12,449
現金及び預金	124,227	未払金	5,385
売掛金	29,591	未払費用	2,400
前払費用	3,979	未払法人税等	290
その他	15,724	預り金	2,002
貸倒引当金	△4,733	その他	2,371
固 定 資 産	432,506	固 定 負 債	156,241
有 形 固 定 資 産	4,422	債務保証損失引当金	156,241
建 物	3,159	負 債 合 計	168,690
工具、器具及び備品	1,263	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	36,064	株 主 資 本	431,346
ソフトウェア	33,037	資 本 金	10,000
ソフトウェア仮勘定	3,026	資 本 剰 余 金	381,866
投資その他の資産	392,019	資 本 準 備 金	308,039
投資有価証券	41,568	その他資本剰余金	73,827
関係会社株式	352,696	利 益 剰 余 金	39,543
関係会社長期貸付金	7,900	その他利益剰余金	39,543
敷金及び保証金	12,083	繰越利益剰余金	39,543
長期未収入金	15,000	自 己 株 式	△64
その他	50	新 株 予 約 権	1,259
貸倒引当金	△37,279	純 資 産 合 計	432,605
資 産 合 計	601,295	負 債 純 資 産 合 計	601,295

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		162,948
売 上 原 価		29,073
売 上 総 利 益		133,874
販売費及び一般管理費		175,783
営 業 損 失		41,909
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	910	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,852	
そ の 他	5	2,769
営 業 外 費 用		
新 株 予 約 権 発 行 費	300	
そ の 他	45	345
経 常 損 失		39,485
税 引 前 当 期 純 損 失		39,485
法人税、住民税及び事業税	290	290
当 期 純 損 失		39,775

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社ソフトフロントホールディングス
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	大	高	宏	和
------------------------	-----------	---	---	---	---

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	久	保	田	寛	志
------------------------	-----------	---	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソフトフロントホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロントホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年3月期まで9期連続の営業損失を計上しており、前々連結会計年度において黒字転換を果たしたものの、前連結会計年度は再び営業損失を計上し、当連結会計年度においては、営業損失52,159千円、経常損失51,820千円及び親会社株主に帰属する当期純損失59,408千円を計上している。財務基盤は未だ盤石とは言えず、不測の事態が発生すれば、手元流動性の確保に支障が生じる可能性もあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社ソフトフロントホールディングス
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 大 高 宏 和
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 久 保 田 寛 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソフトフロントホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年3月期まで9期連続の営業損失を計上しており、前々事業年度及び前事業年度において黒字を果たしたものの、当事業年度においては営業損失41,909千円、経常損失39,485千円、当期純損失39,775千円を計上している。会社は持株会社であるため、連結グループ全体の状況を総合的に判断すると、財務基盤は未だ盤石とは言えず、不測の事態が発生すれば、手元流動性の確保に支障が生じる可能性もあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びびへに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められませんでした。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社ソフトフロントホールディングス 監査等委員会

監査等委員 殿 木 和 彦 ㊟

監査等委員 樋 口 收 ㊟

監査等委員 川 崎 晴 一 郎 ㊟

(注) 監査等委員殿木和彦、樋口收及び川崎晴一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされ異議はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	に つ う ひ ろ ひ さ 二 通 宏 久 (1969年1月20日生)	1992年4月 丸紅株式会社入社 2004年5月 IBMビジネスコンサルティングサー ビス株式会社入社 2008年1月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 2012年8月 ベライゾンジャパン合同会社入社 2016年8月 デル・テクノロジーズ株式会社入社 同社CTO室事業開発エグゼクティブ 株式会社サイトパブリス執行役員COO 2021年4月 大洋グローバルビジネス株式会社（現 株式会社オセアTGB）入社 2021年3月 株式会社ソフトフロントマーケティング 取締役 2021年6月 当社代表取締役社長（現任） 2021年6月 株式会社ソフトフロントジャパン 取締役（現任） 2021年6月 株式会社ソフトフロントマーケティング 代表取締役（現任） 2021年11月 株式会社サイト・パブリス代表取締役 （現任） 2022年10月 株式会社デジタルフォルン社外取締役 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ソフトフロントジャパン取締役 株式会社サイト・パブリス代表取締役 株式会社ソフトフロントマーケティング 代表取締役 株式会社デジタルフォルン社外取締役	一 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	さ とう かず のり 藤 和 紀 (1971年11月11日生)	<p>1990年4月 松下電送株式会社(現パナソニックホールディングス株式会社)入社</p> <p>1994年7月 システムセンス株式会社入社</p> <p>2000年6月 株式会社ソフトフロント(現当社)入社</p> <p>2005年4月 当社執行役員SPP事業本部副本部長</p> <p>2005年6月 当社取締役SPP事業本部長</p> <p>2007年3月 当社取締役研究開発担当(現任)</p> <p>2016年8月 株式会社ソフトフロントR&D代表取締役社長</p> <p>2017年2月 株式会社グッドスタイルカンパニー取締役</p> <p>2017年4月 株式会社ソフトフロントR&D取締役</p> <p>2017年12月 株式会社ソフトフロントマーケティング取締役</p> <p>2019年12月 株式会社ソフトフロントジャパン取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ソフトフロントジャパン取締役</p>	8,371株
3	しほく けい じょ 蕭 敬 如 (1961年9月3日生)	<p>1982年4月 株式会社大洋システムテクノロジー(現株式会社デジタルフォロン)入社</p> <p>1987年8月 同社常務取締役</p> <p>1999年8月 同社取締役副社長</p> <p>2001年8月 同社代表取締役社長</p> <p>2009年8月 同社代表取締役会長(現任)</p> <p>2010年5月 株式会社大洋グローバルビジネス(現株式会社オセアTGB)代表取締役(現任)</p> <p>2016年10月 株式会社オセアグループ代表取締役(現任)</p> <p>2019年12月 TOKI Aviation Capital株式会社取締役</p> <p>2020年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2023年1月 TOKI Aviation Capital株式会社代表取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社デジタルフォロン代表取締役会長 株式会社オセアTGB代表取締役 株式会社オセアグループ代表取締役 TOKI Aviation Capital株式会社代表取締役</p>	一 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	はら ぐち ふみや 原 口 史 也 (1988年11月6日生)	2011年4月 株式会社フォーバル入社 2013年2月 株式会社 S.O.W (現株式会社 S.O.W. ホールディングス) 入社 2015年2月 株式会社ガイア(現株式会社ガイアメ ディケア) 転籍 2017年7月 株式会社大洋システムテクノロジー (現株式会社デジタルフォルン)入社 同社執行役員 2019年9月 株式会社大洋クラウドサービス取締役 2019年12月 TOKI Aviation Capital 株式会社事業 推進室室長(現任) 2020年7月 株式会社デジタルフォルン 経営企画 執行役員(現任) 2021年5月 株式会社オセアTGB取締役 2021年11月 株式会社サイト・パプリス社外取締役 (現任) 2022年4月 株式会社オセアTGB常務取締役(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サイト・パプリス社外取締役 株式会社オセアTGB常務取締役	一 株

- (注) 1. 蕭敬如氏は、株式会社デジタルフォルン及び株式会社オセアグループの代表取締役を兼務しており、当社は両社との間に資本業務資本提携があり、ソフトウェア開発委託及びソフトウェア関連サービス提供の取引関係があります。なお、原口史也氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 蕭敬如氏及び原口史也氏は社外取締役候補者であります。
3. 蕭敬如氏は、経営に関する高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての責務を果たして頂くことを期待して選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 原口史也氏は、投資先企業の事業運営、新規事業の構築及び経営企画業務に高い見識と経験が豊富であることから、今後の当社における事業基盤の構築に反映をしていただくため、社外取締役としてその責務を果たして頂くことを期待して選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は蕭敬如氏及び原口史也氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年9月に更新する予定です。なお、当該契約は当社を被保険者とする部分を含み、当該部分は当社と取締役との間における会社法第430条の2第1項に規定する補償契約の締結に該当し、当該保険契約とともに更新する予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

①填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補をするものです。

②保険料

保険料は全額会社負担としております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は填補されません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	との きき かず ひこ 殿 木 和 彦 (1968年1月22日生)	1990年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査 法人トーマツ)入所 1994年7月 公認会計士登録 1999年12月 株式会社ガーラ取締役管理本部長 2004年6月 オートバイテル・ジャパン株式会社 (現オートックワン株式会社)監査役 2011年9月 トライベック・ストラテジー株式会社 (現トライベック株式会社) 代表取締役社長 2014年11月 同社代表取締役会長 2017年5月 株式会社大洋システムテクノロジー (現株式会社デジタルフォルン) 執行役員CFO 2017年9月 株式会社サイト・パプリス取締役 2017年10月 株式会社大洋システムテクノロジー (現株式会社デジタルフォルン) 取締役執行役員CFO 2018年6月 当社社外取締役 2018年10月 株式会社大洋システムテクノロジー (現株式会社デジタルフォルン) 取締役専務執行役員CFO 2019年12月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2020年7月 株式会社アクセンブル代表取締役(現任) 2021年6月 株式会社イーリバースドットコム (現株式会社リバスタ)社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アクセンブル代表取締役 株式会社リバスタ社外監査役	一 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	ひぐち おきむ 樋口 収 (1960年5月31日生)	1991年4月 弁護士登録 1991年4月 成和共同法律事務所入所 1993年6月 成和共同法律事務所パートナー 2002年1月 京総合法律事務所(ドーシー・アンド・ ウィットニー外国法事務弁護士事務所 特定共同事務所)パートナー 2004年2月 敬和綜合法律事務所パートナー(現任) 2006年4月 株式会社キャピタルメディア監査役 2008年6月 株式会社大泉製作所社外監査役 2013年6月 日本水産株式会社(現株式会社ニッスイ) 社外監査役 2017年5月 エルナー株式会社社外監査役 2018年5月 エルナー株式会社社外取締役 2019年6月 当社社外取締役 2019年12月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings 社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 敬和綜合法律事務所パートナー 株式会社bitFlyer Holdings社外取締役監査等委員	一 株
3	かわさきせいいちろう 川崎晴一郎 (1978年12月6日生)	2001年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ)入所 2005年5月 公認会計士登録 2008年1月 川崎公認会計士事務所 (現KMS経営会計事務所)代表(現任) 2011年5月 株式会社エイゾン・パートナーズ取締役 2011年7月 税理士登録 2016年1月 株式会社エイゾン・パートナーズ 代表取締役(現任) 2017年6月 当社社外監査役 2019年12月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2022年3月 株式会社BuySell Technologies 社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) KMS経営会計事務所代表 株式会社エイゾン・パートナーズ代表取締役 株式会社BuySell Technologies社外取締役監査等委員	一 株

- (注)1. 殿木和彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
樋口収氏は敬和綜合法律事務所パートナーであり、当社と同所との間には個別事案における法律相談取引があります。
川崎晴一郎氏は株式会社エイゾン・パートナーズの代表取締役であり、当社は同社と会計コンサルティング業務委託の取引関係があります。
2. 殿木和彦氏、樋口収氏及び川崎晴一郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 殿木和彦氏を社外取締役候補者とした理由は、経営に関する高い見識及び公認会計士としての専門的知見を有しており、引き続き当該知見を活かして会計に関する専門的な観点から社外取締役として取締役の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (2) 樋口収氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高い見識と幅広い経験を有しており、当社の監査に反映していただくためであり、社外取締役として、取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 川崎晴一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は殿木和彦、樋口収及び川崎晴一郎の3氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限定限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任限定契約を締結しており、2023年9月に同内容にて更新する予定です。なお、当該契約は当社を被保険者とする部分を含み、当該部分は当社と取締役との間における会社法第430条の2第1項に規定する補償契約の締結に該当し、当該保険契約とともに更新する予定です。本議案において3氏の選任が承認可決された場合には、3氏は引き続き被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
保険料は全額当社負担としております。故意または重過失に起因する惨害賠償請求は填補されません。
6. 樋口収氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都千代田区九段北一丁目 8 番10号
ベルサール九段 3階



- (交 通) 東京メトロ東西線「九段下駅」7番出口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門「九段下駅」5番出口より徒歩3分
都営地下鉄新宿線「九段下駅」5番出口より徒歩3分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。